

議案第14号

南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月2日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南丹市職員の給与に関する条例（平成18年南丹市条例第80号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>（住居手当）</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>第16条の2第1項</u>又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（住居手当）</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>第14条の2第1項</u>又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの</p> <p>2・3 （略）</p>

(通勤手当)

第14条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ2,000円から31,600円までの間において
__規則で定める額

(3) (略)

(通勤手当)

第14条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

<p>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額_____の合計額が<u>15万円</u>を超える職員の通勤手当の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>15万円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月_____の規則で定める日に支給する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として<u>六箇月</u>を超えない範囲で<u>一箇月</u>を単位として規則で定める期間(自動車等_____に係る通勤手当に<u>合つては、一箇月</u>)をいう。</p> <p>7 (略)</p>	<p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、<u>第2項第2号</u>に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が<u>150,000円</u>を超える職員の通勤手当の額は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月(<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月</u>)の規則で定める日に支給する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として<u>6箇月</u>を超えない範囲で<u>1箇月</u>を単位として規則で定める期間(自動車等及び<u>駐車場等</u>に係る通勤手当に<u>あつては、1箇月</u>)をいう。</p> <p>8 (略)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(市長への委任)
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。